

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

職権により調査すると、本件観護措置決定は、平成一〇年二月六日取り消されたものと認められるから、本件抗告は、その申立ての可否を論ずるまでもなく、その利益を失ったものというべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成一〇年二月九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	井	嶋	一	友
裁判官	小	野	幹	雄
裁判官	遠	藤	光	男
裁判官	藤	井	正	雄
裁判官	大	出	峻	郎